

school lunch

健康教育担当者研修会
行政説明

③ 給食 食育



本日の内容



©2010 熊本県くまモン

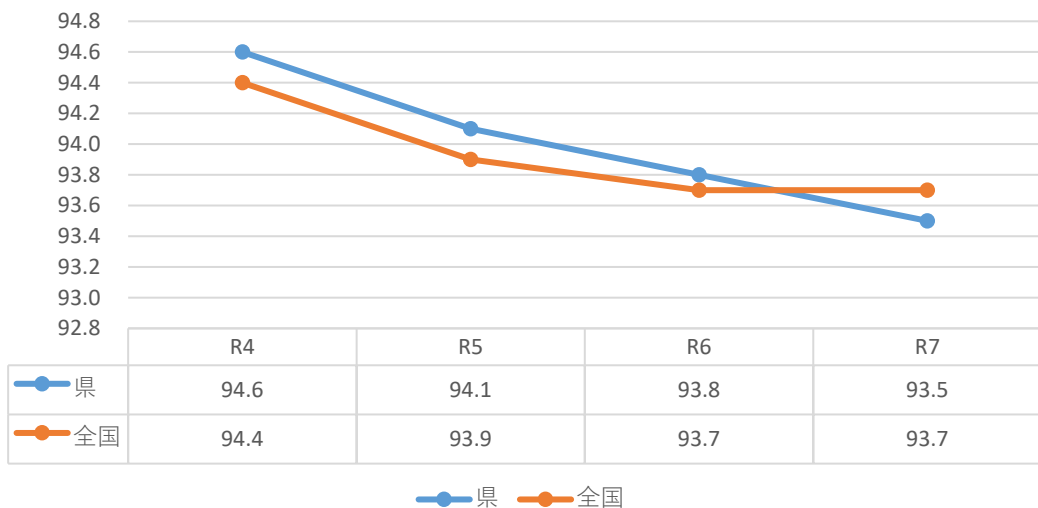
2025.8.26

- 01 食生活の現状と課題
- 02 食育基本法の一部改正
- 03 学校給食について
学校給食費負担軽減
学校給食の目標
基準に基づく適正な給食の提供
県産食材の活用
衛生管理等
- 04 学校における食に関する指導
食に関する指導の充実
栄養教諭等との連携

児童生徒の朝食摂取率 (R7全国学力・学習状況調査結果より)

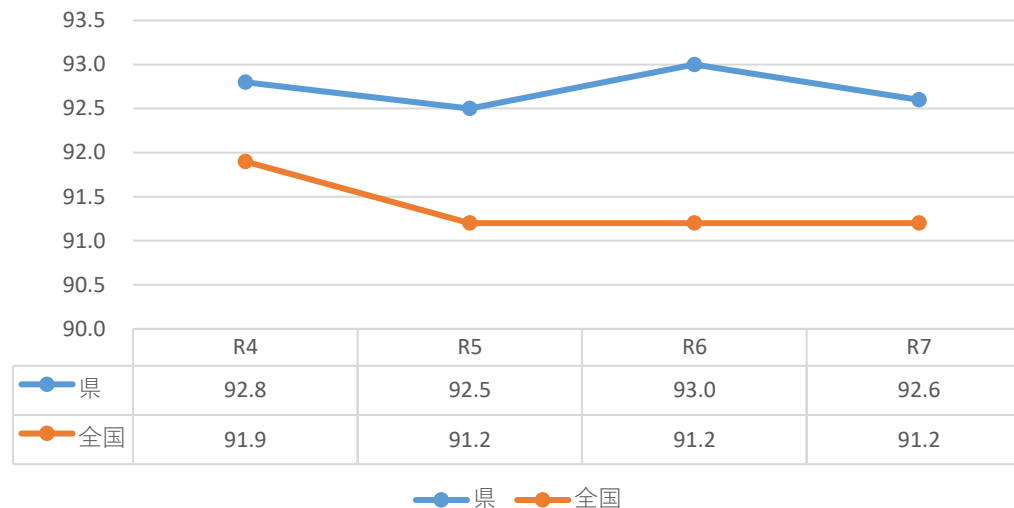
【全学調結果より】朝食摂取率 (小学6年生)

「毎日食べている」「どちらかという食べている」



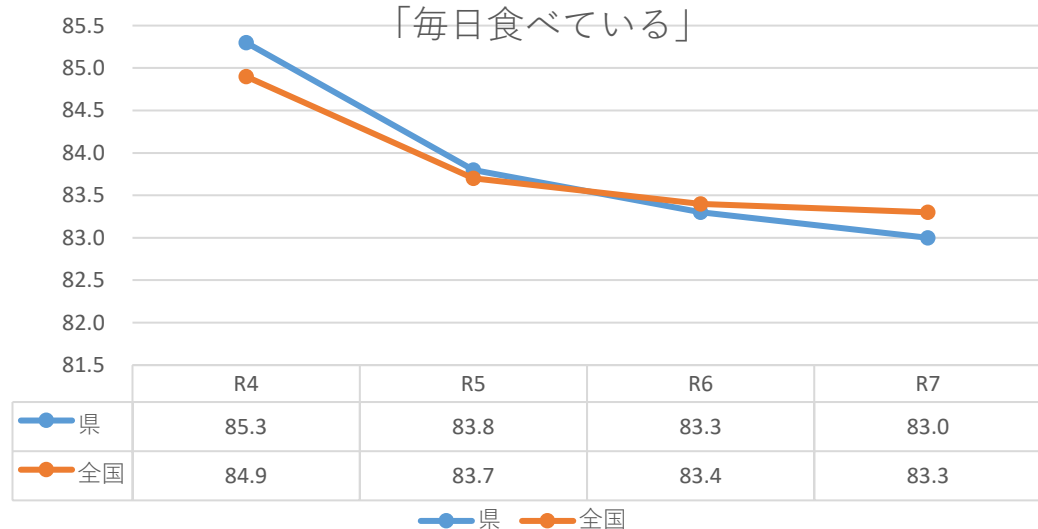
【全学調結果より】朝食摂取率 (中学3年生)

「毎日食べている」「どちらかという食べている」



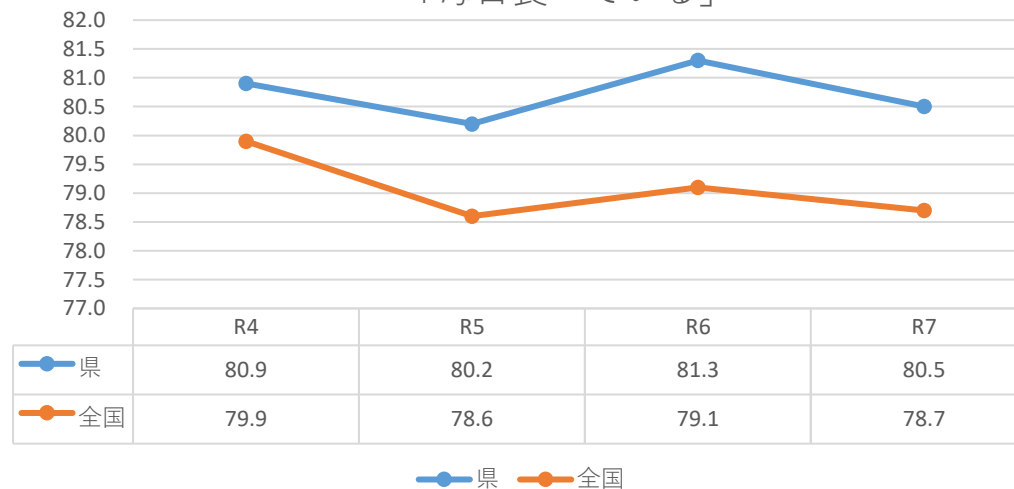
【全学調結果より】朝食摂取率 (小学6年生)

「毎日食べている」



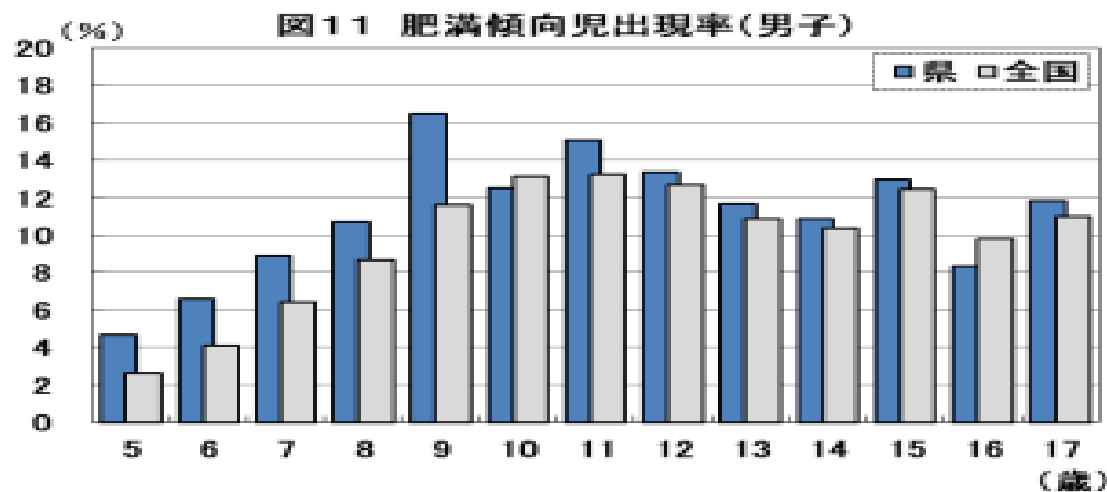
【全学調結果より】朝食摂取率 (中学3年生)

「毎日食べている」

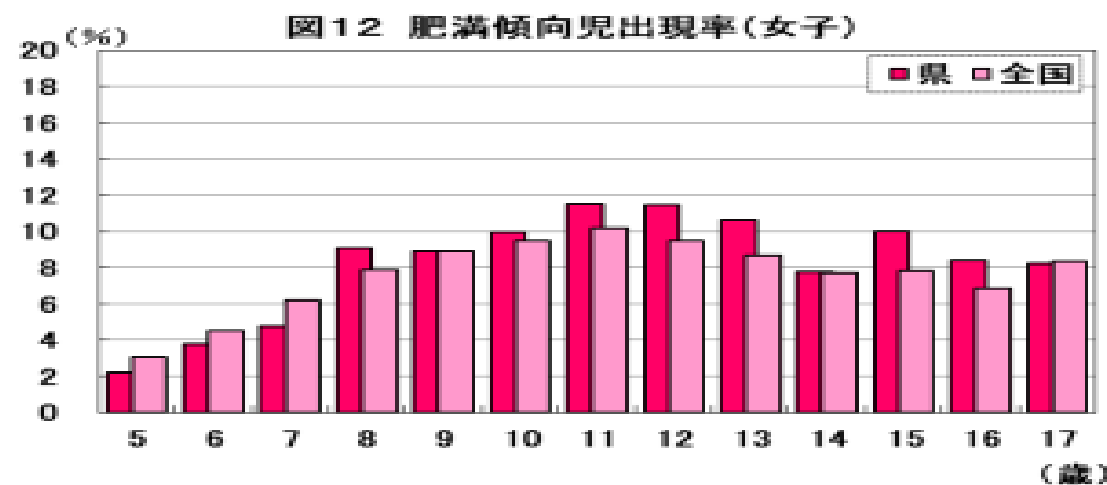


R7学校保健統計調査結果より

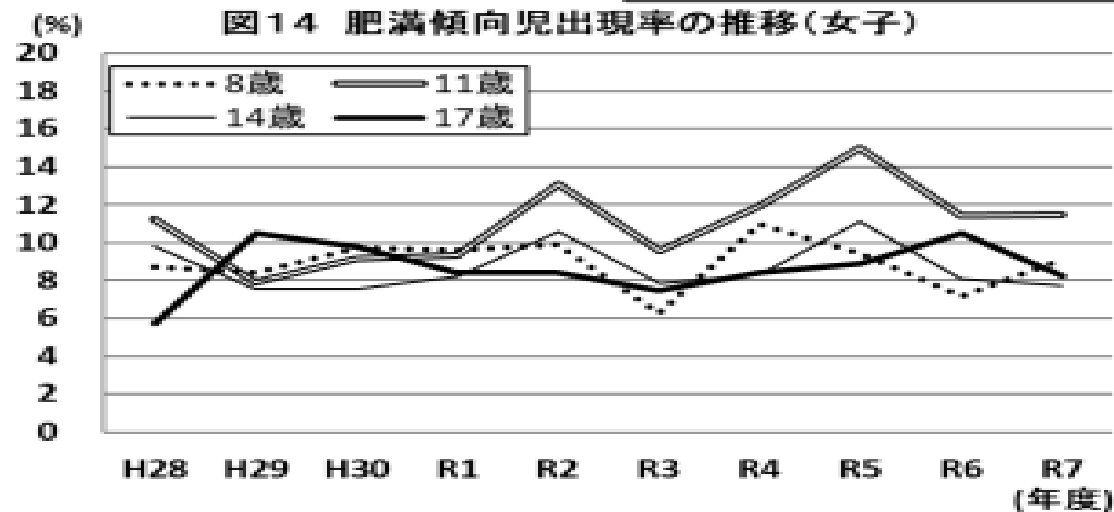
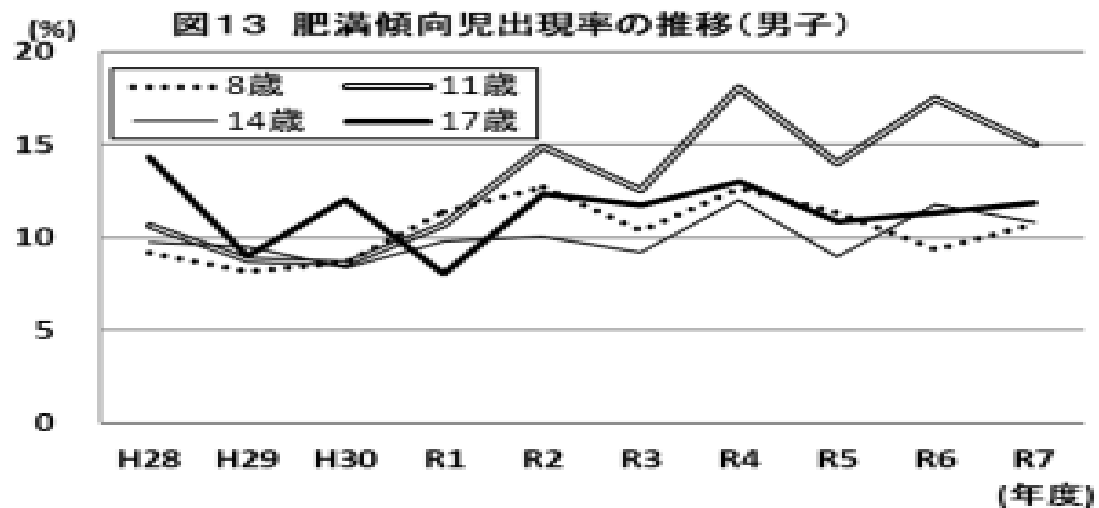
肥満傾向児出現率



R2からR5は参考データ



R2からR5は参考データ

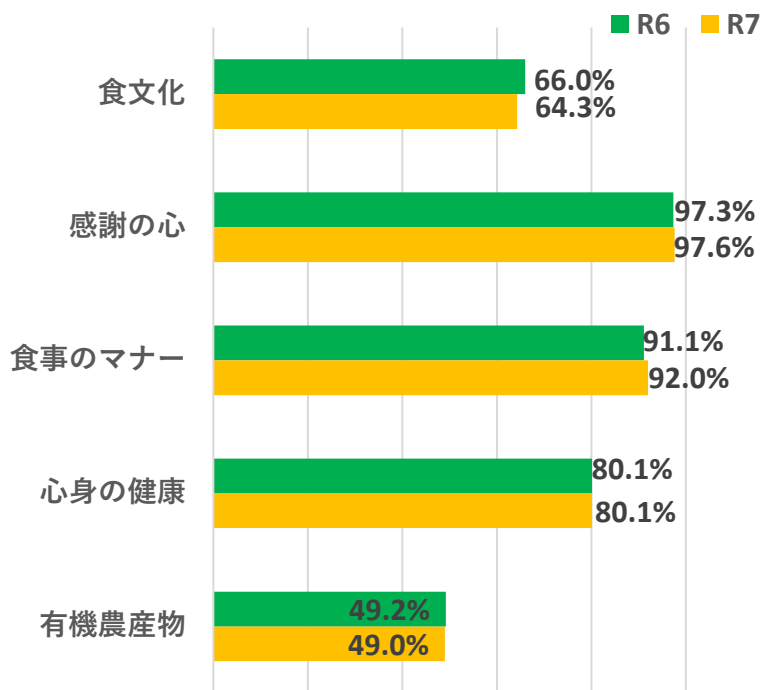


健康教育実態調査結果（児童生徒の食に関する意識調査）

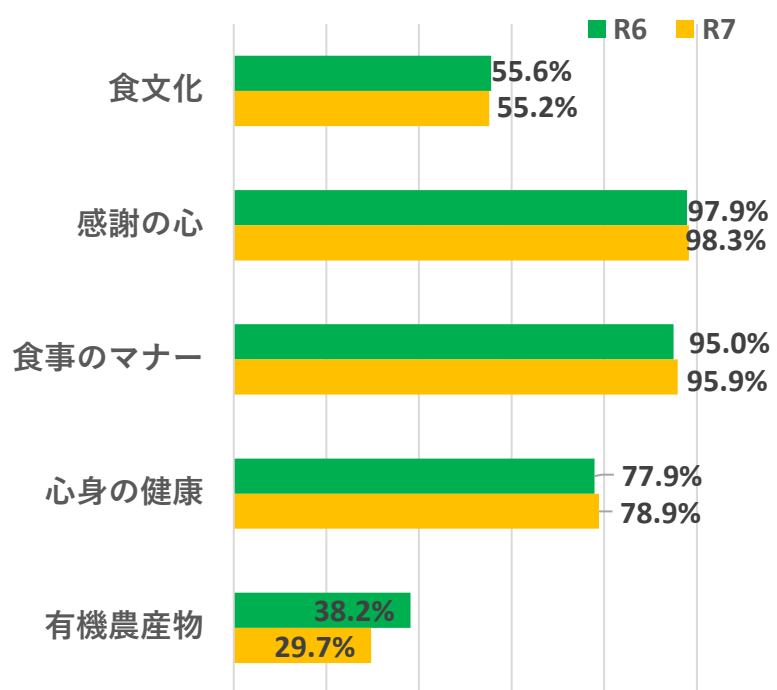
質問項目

- ・食文化：食べ物の産地や料理の歴史に関心がある。
- ・感謝の心：食べ物や作った人に感謝して食べる。
- ・食事のマナー：はしの使い方や話題など、食事のマナーに気をつけて食べる。
- ・心身の健康：栄養のバランスに気をつけて食べる。
- ・有機農産物：有機農産物（オーガニック）に興味・関心がある。

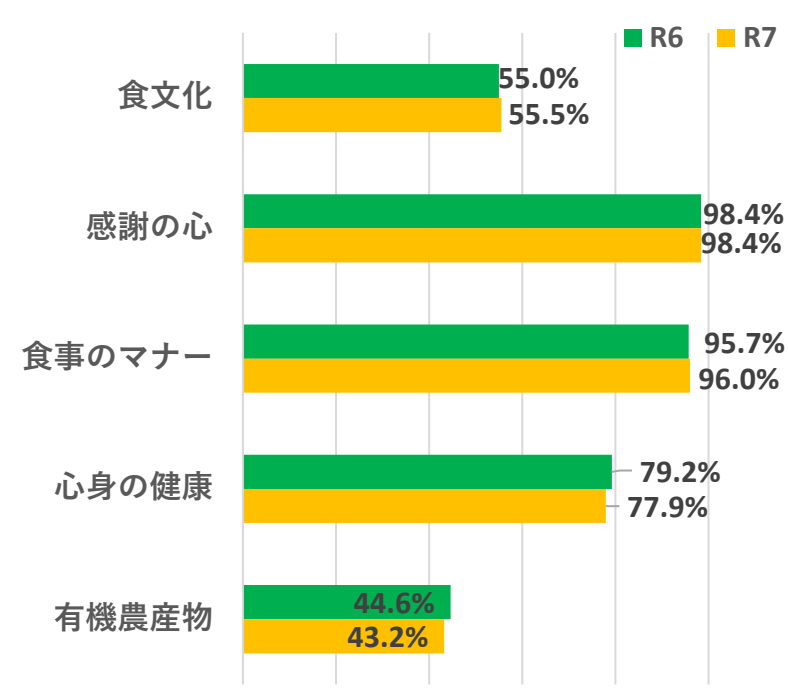
（小学5年生）昨年度との比較



（中学2年生）昨年度との比較



（高校2年生）昨年度との比較



食育基本法の一部を改正する法律 概要 (令和8年5月27日公布・施行)



一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

- (1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加
- (2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加



二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加



三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCAサイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加



四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

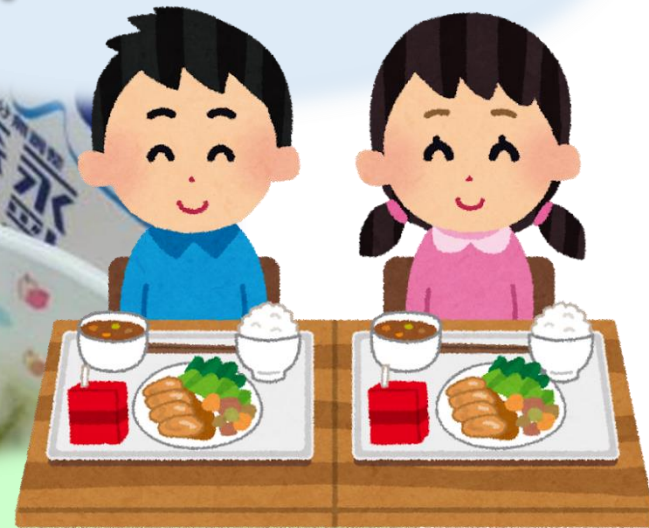
おいしい

楽しい

安全

食育

安心



学校給食費負担軽減

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和8年度予算額（案）

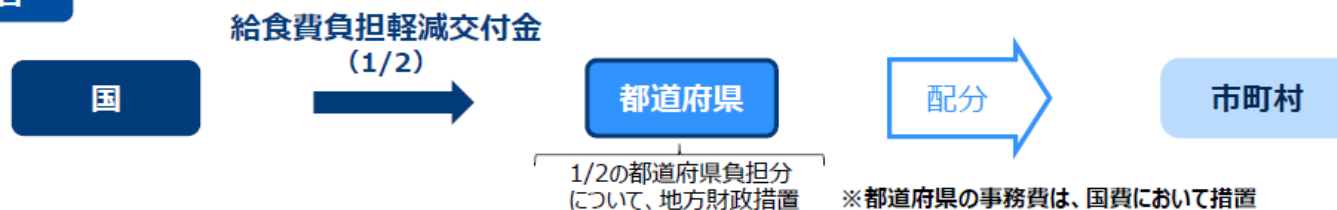
1,649億円

（新規）



子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

事業内容



● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食 : パン又は米飯等+ミルク+おかず
補食給食 : ミルク+おかず
ミルク給食 : ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

学校給食の目標

学校給食法 第2条

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

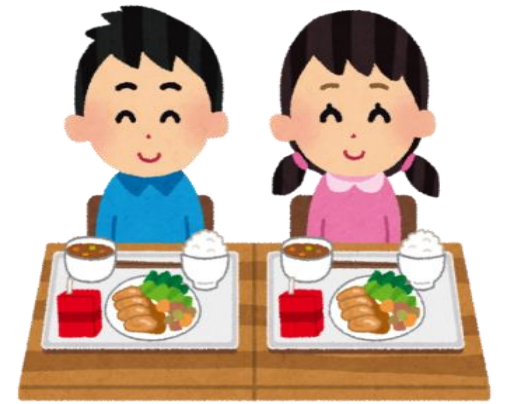
- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食実施基準に基づく適正な学校給食の提供

学校給食実施基準

*学校給食実施基準等の一部改正について
(令和3年2月12日付け文部科学省)

- ◇児童又は生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出
- ◇児童生徒の一人1回あたりの全国的な平均値
- ◇児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し弾力的に運用



集団の特性を把握 ⇒ 提供する給食の給与栄養量を算定
⇒ 給食配膳、食事指導等の実態 ⇒ 評価

県産食材を積極的に活用した学校給食の提供

学校給食における県産食材の活用推進に係る連携協定

熊本県産トマトパン



熊本県産トマトゼリー



水田ごぼうがゴロゴロ入っているよ



水田ごぼうメンチカツ 水田ごぼうつくね



掲示資料



食育動画



学校給食における衛生管理

学校給食衛生管理基準に沿った学校における衛生管理

(1) 施設設備の衛生管理

配膳室、外部業者から直接納入される食品の検収、水道水、教室やランチルーム等の食事環境、廃棄物の処理など

(2) 検食

責任者を定め、確認、記録

(3) 給食当番活動

給食当番・教職員の健康状況を記録

(4) 学級担任等の役割

衛生管理に配慮した給食指導の充実、マニュアル等に沿って適切に対応

(5) 給食時に発生した嘔吐物の処理

当該・周囲の児童生徒への対応、嘔吐物や食器具の処理

給食当番チェックリスト

- 下痢をしているものはいない。
- 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。
- 衛生的な服装をしている。
- 手指は確実に洗浄した。



給食センターや各学校での共通理解



食物アレルギー対応

ナッツアレルギーが増えています



R7 報告

- ・教室における詳細な献立表の見落としにより誤食
- ・給食配膳室に届いていた対応食を見落とし誤食(2)
- ・使用食材の確認不足による対応漏れ(学校で気づき誤食なし)



学校が取るべき対応

学校給食における食物アレルギー対応指針 (文部科学省)

- 1 食物アレルギー対応に関する基本方針策定
- 2 組織で対応し、学校全体で取り組む
- 3 教職員の役割
- 4 対応環境やマニュアルの整備
- 5 緊急時対応体制の整備と確保
- 6 教職員への啓発と役割分担
- 7 保護者・学校間の連携
- 8 研修会の実施
- 9 すべての事故及びヒヤリハット事例の報告



未然防止と発生時対応

窒息事故防止

- ・ 食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導
- ・ 早食いは危険であることを指導
- ・ 給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察
- ・ 咀嚼及び嚥下の能力は個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解
- ・ 特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さない



図1 背部叩打法



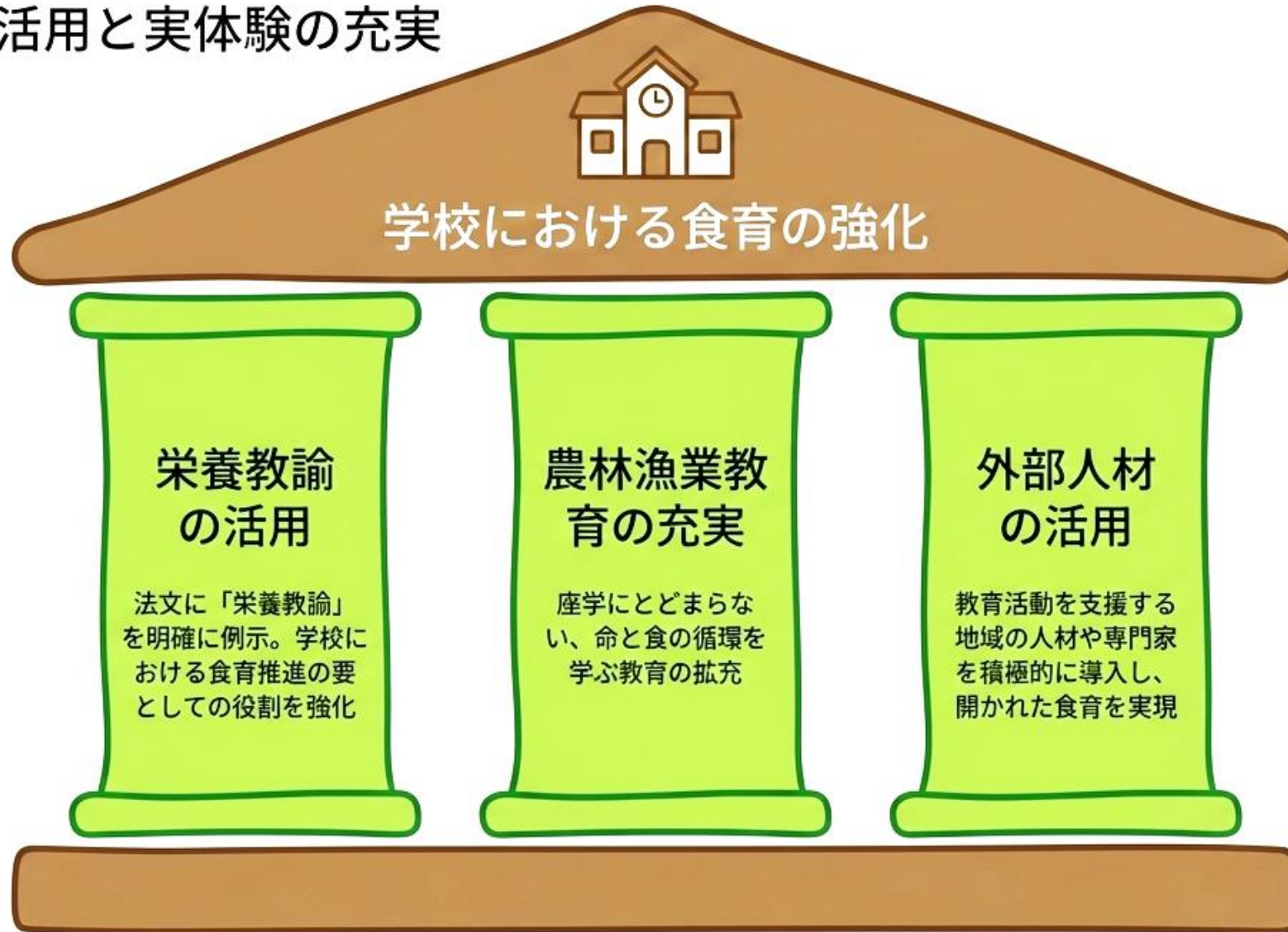
図2 腹部突き上げ法

令和6年2月28日付け教体第1153号

食育基本法の一部を改正する法律

[具体的施策①：学校・教育]

専門人材の活用と実体験の充実



食に関する指導の充実

- ・ 学校における食に関する指導は、以下の3つに体系化され、学校教育活動全体を通じて行われている。

実践

食に関する指導

教科等における食に関する指導

- 学習内容と関連する食材や学校給食の献立を教材として活用し、栄養素や栄養バランス、食品の生産・流通・消費などへの理解を深め、食品を選択する力や食べ物を大切にする心などを育む。
- 子供たちが生産等の仕事に携わる人々と接するなどの体験活動を通じ、食をより身近なものとして実感させる。



給食の時間における食に関する指導

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる。
- 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられて食品や学習内容を確認したりする。



個別的な相談指導

- 授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない、個別性の高い健康課題について改善を促すために実施する。
- 肥満・やせ傾向、食物アレルギーなど食に関する問題を有する児童生徒などが対象として想定され、計画的、継続的な指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、改善、あるいは、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにする。



栄養教諭等との連携

授業・委員会活動等

- ・TTによる授業
- ・資料提供
- ・計画等への参画



学校保健委員会

- ・食の課題
- ・情報提供



家庭との連携等



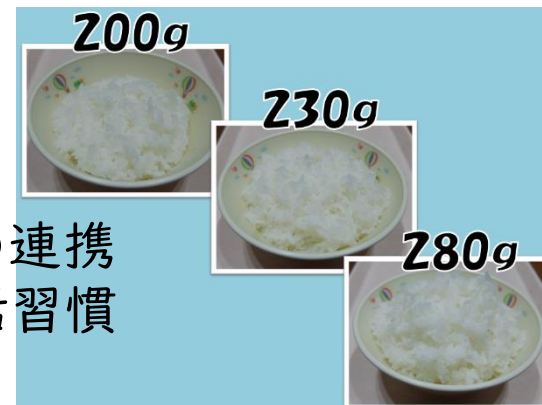
1年生の保護者を対象とした
給食試食会

食育講話



食物アレルギー対応 個別的な相談指導

*養護教諭と栄養教諭の連携により、児童生徒の生活習慣の課題改善を図る。



【参考】食に関する指導の手引き・食育教材

食に関する指導の手引き

○学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書である「食に関する指導の手引」を改訂。

○改訂のポイント

食に関する資質・能力を踏まえた
指導の目標の明示

食に関する指導に係る全体計画
作成の必要性と手順・内容

食に関する指導の内容の
三体系と栄養教諭の役割

食育の評価の充実



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm



小学生用食育教材

○様々な教科等に散在している食育に関する内容を集約し、体系的に整理。

○低学年・中学年・高学年児童用、指導者用を作成。



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/syokuseikatsu.htm



中学生用食育教材

令和6年度に
改訂しました！

○人生を通じた食生活の基盤を形成するとともに、社会の一員として必要な食に関する視点を育むため、学ぶ必要のある内容を掲載。生徒用、指導者用を作成。



- ・身近な題材から発展的な資料まで
- ・グループで協働的に学べるワーク形式も

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1288146.htm



研究協議大会等のご案内

第3回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会（熊本開催）

日程：令和8年7月28・29日 場所：熊本城ホール

令和8年度 熊本県学校保健研究協議大会

日程：令和8年8月18日（火） 場所：横島町民公民館

令和8年度 研究推進校発表会

歯・口の健康づくり 長洲町立長洲小学校

日程：令和8年12月4日（金）